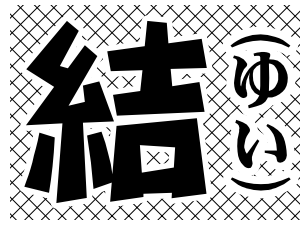


非正規センター・ゆい会員通信

2010年7月1日  
第7号

NPO法人ゆうせい非正規労働センター

東京事務所

東京都千代田区外神田6-15-14-502

関西事務所

兵庫県姫路市西中島208-4-201

Tel&amp;Fax 079-222-0738

## 正社員登用実施

# 公平・公正な審査を！

## 一次・二次審査結果を点検しよう

今年の2月、「非正規雇用従業員を正社員化するよう同社に求める」との亀井郵政担当大臣(当時)の発言が新聞等で大きく報じられ、その後も「10万人正社員化」などの発言が報じられてきました。

この亀井大臣の正社員化発言は、小泉構造改革による格差と貧困が拡大してきた状況を受け、「派遣村の闘い」など、非正規雇用の見直しを求める運動の広がりなどを受けた発言であると言えます。

郵政内では春闘要求の軸として郵政ユニオン、郵産労の両労組が期間雇用社員の均等待遇・正社員化を求めストライキで闘い、私たちも格差是正・均等待遇実現の取り組みを進めてきました。

郵政各会社は全社共通として5月7日付けで「正社員登用応募要件」を提示しました。

6月28日応募締切りで、すでに応募は完了していますが、今後のスケジュールは、

- ・受験票送付 ～7月下旬
- ・一次審査 8月7日(土)・8日(日)
- ・一次審査可否通知 8月下旬
- ・二次審査 9月上中旬
- ・二次審査可否通知 10月上旬
- ・正社員登用 11月頃

となっており、応募資格要件の概要は、

- ・2010年10月31日時点で
  - 月給制契約社員 2年以上勤続
  - 時給制契約社員(パートタイマー) 3年以上勤続
- ・週所定労働時間 30時間以上(例外有り)となっています。

「適性検査」の具体的内容等は提示されておらず、また、勤務時間による応募規制も「長期勤続者は20時間でも受験可能」となるなどの一定の緩和措置が行われたとはいえ、本人の選択権限のない勤務時間を応募資格要件にする、また、会社を変った場合には継続勤務扱いとしないなど、多くの問題があります。

しかし、今回の正社員登用は、正社員化を求める多くの仲間の運動の成果であるともいえ、一歩前進であることは間違いありません。

今後の重要な課題として、可否を私たちが充分点検し、問題点があればその是正と、「不合格」の見直しを求める取り組みを進めていくことです。

### 受験する期間雇用社員は、 最低限下記の記録を残そう！

- ★ 受験時に提出した「勤務時間」「勤続年数」「スキルランク」の記録
- ★ 適性検査について、受験後すぐに問題及び自分の解答をできるだけ記録に残し、自己評価
- ★ 面接した会社の担当者の氏名(役職)
- ★ 面接における質問と回答の記録
- ★ その他、受験時を含め、管理者の正社員化に関する言動の記録

※ 受験結果に納得できない場合は非正規センター(ゆい)に相談するか、職場の労働組合にすぐに相談しましょう。

# 首都圏・近畿 学習交流会開催

## 5月30日首都圏学習交流会 in 船橋

晴れ渡る天候のよい中、5月30日千葉・船橋で第2回ゆい非正規労働センターゆい首都圏学習交流会が開催されました。学習交流会の開催に際して、千葉を中心に30名の方たちが集まり、盛大に開催されました。学習交流会は2部構成で開催し、まず1部では時間年休の取得や特別休暇の新設など今年に改定された非正規社員の待遇改善を中心に、非正規ハンドブックの内容も踏まえながら学習会が開催されました。

第2部の職場交流会では千葉県M支店の順立期間雇用社員の方から雇用保険絡みの不条理な勤務条件の変更の報告がありました。最低限のセーフティネッ

トもコスト削減で適応させない、会社の対応に参加者から抗議の声が一樣にありました。要員不足による年休取得が難しい職場など参加者の職場からさまざまな不満の声が吐き出されましたが、なかでも、統合まで1ヶ月に迫ったJPEXに関する情報が職場にほとんど下りてこないのも職場内では少しの情報でも右往左往する様子が伝えられました。

亀井大臣からの要望の郵政非正規社員の正社員化に関しても職場にはほとんど情報提供もなく、不透明な雲行きなのでこれからの情報に注視していくことが確認されました。

(報告 首都圏(ゆい)事務局 藤巻)

## 6月13日近畿学習交流会

首都圏とは逆に雨が降りしきる中、6月13日(日)、大阪京橋の「クレオ大阪東」において、「非正規センター(ゆい)近畿学習交流会」を開催し25人の仲間が参加しました。

学習会内容は、15日から受付が開始されることになった「正社員登用」の会社提示概要などを論議し、続いてホームページからの相談を踏まえながら、労働条件の不利益な変更に変更に「分かりました」などの返事をすれば「本人同意」となる、納得できない場合は「検討させてほしい」と返事をし、組合等に相談することが重要、超勤は各自が時間をメモに残し、賃金明細を確認するなど、具体的な職場での実践課題を討議しました。

続いて、スライドを活用し、今日の非正規労働者の置かれている実態をお互いに確認し、また、現在実証的研究が始まっている「生活保護世帯」の実態から、貧困の世代連鎖が明らかになってきており、このことは、まだ社会的な問題となって日が浅いと

はいえ、非正規雇用が今後も続き、年収200万円以下のワーキングプアが固定化されていくなれば、世代を継承した貧困の連鎖につながることは明らかであり、生活保護の見直しを求めていくとともに、均等待遇を軸とした非正規雇用制度そのものの見直しを求めて行く必要があることを確認しました。

その後、各自負担ながら居酒屋で懇親を深め学習会を終了しました。



# 「郵政共同会議」 正社員化を求める要請署名提出!



「郵政労働運動の発展をめざす全国共同会議」(事務局団体：郵政産業労働組合・郵政労働者ユニオン・郵政倉敷労働組合)主催の「正社員化を求める6・22本社前集会」が6月22日、12時30分から日本郵政本社前で開かれました。

主催者代表として、郵産労山崎委員長、郵政ユニオン松岡委員長の挨拶があり、「希望者全員を正社員に」、「正社員が当たり前前の社会を」と力強く発言されました。

続いて、郵産労日巻書記長から、情勢と経過報告があり、交渉経過や署名の取り組み、また、郵産労と全労連による全国キャラバンの報告やこの間の共同闘いの成果が報告されました。

次に、東京、大阪、兵庫の4名の期間雇用社員が職場からの訴えを行いました。各自、正社員化は勿論の事、過酷な労働環境の中、ひとつ間違えば人の一生を左右しかねない業務を日々こなす期間雇用社員に、人間らしい当たり前の待遇を、と本社の人達に届くように声を響かせました。

6月15日、各職場で正社員への応募の周知がありましたが、「所属長評価調書」にみられるように、恣意的評価を免れない選考方法となっています。

また、周知する際、私の所属課の課長は、正社員

への応募に関する説明もそこそこに、「営業成績が今のままでは、多人数を正社員にできない」と言い、ひたすら営業を強要する発言を繰り返しました。

今回の「募集」は、これまでの「登用」と大きく違って「期間雇用社員の雇用の安定及び労働条件の向上を図る観点から」と本社も明記しているという事や、新聞などで大きく取り上げられたり、他の非正規労働者への影響から社会の注目度も高いのに、管理者の「営業…」は、感覚がズレていると思わざるを得ません。

期間社員の発言後、「公平公正な正社員の登用」を求めて、参加者でシュプレヒコールをし、最後に司会者の郵政ユニオン須藤書記長から、100名以上の集会参加者があり、署名の集計が22,126筆あった事が報告されました。

集会自体は約1時間で終わりましたが、今後の正社員化の闘いに繋がる、意義深い集会と思います。

さらに、集会終了後の13時30分から、本社内で署名の提出を行いました。

すべての希望者が正社員になるまで、闘いが続く事を確信しました。

(報告 (ゆい) 全国事務局・天野)



**岡山支店期間雇用社員  
萩原さん解雇撤回裁判  
控訴審(高裁)へ**

日時：7月6日(火) 15時

場所：広島高等裁判所

岡山支部201号法廷

# 千葉県松戸南支店集配課組立職員の闘い報告

ユニオン松戸南分会に集配組立職員が相談に来たのは今年の2月である。主な相談内容は以下のとおりであった。

昨年の10月に組立職員28名(全員女性)の雇用契約が変更になりその結果全員雇用保険から外されてしまった。更に今年の10月からは組立業務が全廃されるので組立職員は雇い止めになるという事であるが、その場合失業給付がもらえなくなってしまうという深刻なものであった。

相談を受けた松戸南分会は早速事実確認を行なった。

松戸南支店集配課では「450分一人完結型配達区」を目指すという事で、昨年の10月から組立職員の労働時間を1日4時間1週5日から1日4時間1週4時間に変更したという事であった。雇用保険の適用条件は1週20時間以上であり全員が適用除外となった。しかし彼女達の労働実態は以前と同じ1週20時間、1月87時間を超える状況が続いていた。

「一人完結型」を実施するのであれば大幅な増員・増区が前提になる。しかし昨年10月以降要員の変動は無い。しかも年末初繁忙期に向かう中で郵便物数は大幅に増加するのである。組立職員は毎日残業となり、1週の労働時間はかえって増えていたのである。

分会は当該とともにハローワークに相談したところ、雇用保険適用偽装の疑いがあるということであった。つまり使用者側雇用保険料負担を免れるための偽装工作である。同じように労働基準監督署にも相談したところ、松戸南支店のやり方は労働条件の明示義務及び労働契約法に照らしても問題があるということであった。

分会はこの段階で組立職員にユニオン加入を呼びかけ、20名以上が一斉に組合加入した。分会はすぐさま職場要求書を提出し、組立職員の労働条件不利益変更を撤回するよう支店に求めた。また支店職員へも事実経過を明らかにするためにピラ入れを行なった。

こうした動きにあわてた支店側は急遽「36協定組合所属調査」として組立職員全員にユニオン加入聞き取り調査を行なって圧力をかけてきたが後の祭、かえって反発を招く事になった。

その後支店側はハローワークからの助言もあり、昨年10月から今年2月まで「雇用保険喪失の取り消し」手続きを行っている。しかし3月以降は1日4時間勤務を徹底し、再び「雇用保険喪失」手続きを行い完全に開き直っている。

ユニオンへの集団加入という事態を受け、関東支社、南支店一体となつての組織対策が行なわれているのである。3月以降はどんなに郵便物が残っていようと組立職員は4時間で業務打ち切りとなり、そのしわ寄せは配達職員に行く事になる。配達職員は連日残業となり、昼休みのサービス残業が公然と行なわれている。働くもの同士の感情的な対立もおこり始めている。また組立職員の収入にも大きな影響が出始めている。3月以降残業が無い場合収入は1月数万円減となっている。もともと少ない収入であり大きな痛手である。

この間ユニオンの取り組みとして、組立職員の勤務時間を元に戻すよう数次にわたって要求書を提出した。

また「雇用保険をすべての労働者に適用する」という現在の労働行政に逆行する松戸南支店のやり方について、国会議員の紹介で総務省役員とも交渉を行ってきた。しかし支店(会社)側は「会社方針である」、「経営方針である」として頑として一步も譲らない。会社の必要な時だけ、都合のいいように働かせるという細切れ雇用がまかり通っているのである。

こうしたやり方は「コスト削減」と称して関東・南関東支社管内でかなり広がっているようである。

現在の松戸南支店の職場状況はまさに膠着状態である。これからがユニオン松戸南分会の正念場である。幸いにも組立職員のユニオンに対する期待は揺らいではいない。10月からの新たな契約更新に向けて、松戸南分会そして船橋支部として新たな取り組みを早急に開始していきたい。

(報告：郵政ユニオン船橋支部 土屋純一)



## 第7回ゆうメイト全国交流会

☆日 時：2010年10月10日(日)  
13時開場予定

☆場 所：大阪(東淀川予定)

NPO法人ゆうせい非正規労働センター  
第3回総会

★ゆうメイト全国交流会と同日開催(12時)